

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

エムシーパートナーズ株式会社愛知オフィス（以下「甲」という。）とエムシーパートナーズ株式会社愛知オフィスの過半数労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、全派遣従業員（以下「派遣社員」という。）に適用する。

- 派遣社員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 甲は、派遣社員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 派遣社員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当及び通勤手当とする。
なお、基本給については、その比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に、退職手当相当額（5％）が含まれているため、これらを考慮して決定している。

（賃金の決定方法）

第 3 条 派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は別表 1 のとおりとする。

- 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める中分類「006 開発技術者」「007 製造技術者」「011 その他の技術の職業」「033 総務・人事・企画事務の職業」「034 一般事務・秘書・受付の職業」「035 その他の総務等事務の職業」「038 会計事務の職業」「039 生産関連事務の職業」「040 営業・販売関連事務の職業」「073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）」及び「081 生産類似の職業」とする。
- 通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- 地域調整については、通達に定める「地域指数」の都道府県単位にて調整する。
- 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1 に定める額に 5％を乗じた額（1 円未満端数切り上げ）とする。

第 4 条 派遣社員の基本給は、別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを満たした別表 2 のとおりとする。

第 5 条 甲は、第 7 条の規定による派遣社員の勤務評価を「基礎能力」「勤務態度」「業務遂行能力」などに基づいて行った結果、職務の内容等について向上が認められた場合は基本給の改定をおこなう。改定する場合には就業条件明示書により個別に定め通知するものとする。

- 前項の定めにかかわらず、勤務評価の結果が著しく悪い場合は降給を行うことがある。

第 6 条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。その取扱いは『通勤費補助規則』を適用する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 7 条 基本給は、派遣開始後に年 1 回定期的に行う公正に実施された勤務評価の結果に基づき決定する。

（賃金以外の待遇）

第 8 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、職務の内容、当該職務の内容及びその他の事情を勘案して通常の労働者（派遣労働者を除く。）との均等・均衡待遇を保つものとする。

（教育訓練）

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「エムシーパートナーズ・キャリアアップに資する教育訓練実施計画」に従って実施する。

（その他）

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

- （2）本協定に定めた事項についても、労使で誠実に協議して合意したものについては改定する。

（有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2026 年 3 月 13 日

過半数労働者代表 今泉 久美子



エムシーパートナーズ株式会社 愛知オフィス
チーフ 岩倉 七重



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

職業安定業務統計地域指数	三重県	0.986
--------------	-----	-------

上段は基本統計		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値			
		0年	0.5年	1年	2年
006開発技術者	職業安定業務統計値	1,368	1,463	1,557	1,666
	地域調整単価	1,349	1,443	1,536	1,643
007製造技術者	職業安定業務統計値	1,335	1,427	1,519	1,626
	地域調整単価	1,317	1,408	1,498	1,604
011その他の技術の職業	職業安定業務統計値	1,390	1,486	1,582	1,693
	地域調整単価	1,371	1,466	1,560	1,670
033総務・人事・企画事務の職業	職業安定業務統計値	1,258	1,345	1,432	1,532
	地域調整単価	1,241	1,327	1,412	1,511
034一般事務・秘書・受付の職業	職業安定業務統計値	1,129	1,207	1,285	1,375
	地域調整単価	1,114	1,191	1,268	1,356
035その他の総務等事務の職業	職業安定業務統計値	1,245	1,331	1,417	1,516
	地域調整単価	1,228	1,313	1,398	1,495
038会計事務の職業	職業安定業務統計値	1,252	1,339	1,425	1,525
	地域調整単価	1,235	1,321	1,406	1,504
039生産関連事務の職業	職業安定業務統計値	1,214	1,298	1,382	1,479
	地域調整単価	1,198	1,280	1,363	1,459
040営業・販売関連事務の職業	職業安定業務統計値	1,243	1,329	1,415	1,514
	地域調整単価	1,226	1,311	1,396	1,493
073製品製造・加工処理工 (金属製品・食料品等を除く)	職業安定業務統計値	1,136	1,215	1,293	1,384
	地域調整単価	1,121	1,198	1,275	1,365
081生産類似の職業	職業安定業務統計値	1,159	1,239	1,319	1,412
	地域調整単価	1,143	1,222	1,301	1,393

※「令和6年職業安定業務統計」の中分類に該当する業務

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与相当額

ステージ		S 1	S 2	S 3	S 4
小分類					
006開発技術者	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,349	1,443	1,536	1,643
	基本給・賞与相当額	1,349～	1,443～	1,536～	1,643～
	退職金5%含む金額	1,430～	1,530～	1,629～	1,742～
007製造技術者	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,317	1,408	1,498	1,604
	基本給・賞与相当額	1,317～	1,408～	1,498～	1,604～
	退職金5%含む金額	1,397～	1,493～	1,588～	1,701～
011その他の技術の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,371	1,466	1,560	1,670
	基本給・賞与相当額	1,371～	1,466～	1,560～	1,670～
	退職金5%含む金額	1,454～	1,554～	1,654～	1,771～
033総務・人事・企画事務の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,241	1,327	1,412	1,511
	基本給・賞与相当額	1,241～	1,327～	1,412～	1,511～
	退職金5%含む金額	1,316～	1,407～	1,497～	1,602～
034一般事務・秘書・受付の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,114	1,191	1,268	1,356
	基本給・賞与相当額	1,114～	1,191～	1,268～	1,356～
	退職金5%含む金額	1,181～	1,263～	1,345～	1,438～
035その他の総務等事務の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,228	1,313	1,398	1,495
	基本給・賞与相当額	1,228～	1,313～	1,398～	1,495～
	退職金5%含む金額	1,302～	1,392～	1,482～	1,585～
038会計事務の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,235	1,321	1,406	1,504
	基本給・賞与相当額	1,235～	1,321～	1,406～	1,504～
	退職金5%含む金額	1,310～	1,401～	1,491～	1,595～
039生産関連事務の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,198	1,280	1,363	1,459
	基本給・賞与相当額	1,198～	1,280～	1,363～	1,459～
	退職金5%含む金額	1,270～	1,357～	1,445～	1,547～
040営業・販売関連事務の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,226	1,311	1,396	1,493
	基本給・賞与相当額	1,226～	1,311～	1,396～	1,493～
	退職金5%含む金額	1,300～	1,390～	1,480～	1,583～
073製品製造・加工処理工	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,121	1,198	1,275	1,365
	基本給・賞与相当額	1,121～	1,198～	1,275～	1,365～
	退職金5%含む金額	1,189～	1,270～	1,352～	1,447～
081生産類似の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,143	1,222	1,301	1,393
	基本給・賞与相当額	1,143～	1,222～	1,301～	1,393～
	退職金5%含む金額	1,212～	1,296～	1,380～	1,477～

※上記表中金額は「令和6年職業安定業務統計」と同一の金額である。
※退職金支給対象者は 基本給・賞与相当額に5%を乗じた額を退職金相当額として基本給及び賞与相当額とあわせて支給する。